

議案第 4 3 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 6 項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第 8 8 条中「第 3 8 条第 4 項」の次に「及び第 4 0 条第 5 項」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日から施行する

## 理 由

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の改正に伴い指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に従事する看護師等が併せて従事することができる事業所を新たに加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。